

スタディング弁理士 論文問題演習 採点基準シート

特許法・実用新案法_国際出願と間接侵害

※「論文問題演習」講座内で解説している答案例の得点を参考に掲載しています。

問題I	記載事項		配点	あなたの得点	模範答案※	不合格答案※
	(1)	・我が国を指定しない旨の表示を行うことに留意する		8	5	6
	・優先権を主張すると、原則として特許出願Aが取下擬制となるため	12	8	10	2	
(2)	①	・[規範] 184条の15第2項	10	3	8	8
		・[あてはめ] 184条の15第2項と29条の2のあてはめ	20	6	16	8
		・[結論] 乙は発明イについて特許取得できない	10	3	8	4
	②	・[あてはめ] 29条の2の要件を満たす	12	9	10	2
		・[結論] 出願Cとの関係で出願Dにより発明イについて特許を取得できない	8	5	6	4
(3)	・[あてはめ] 29条の2の要件を満たす	12	3	10	2	
	・[結論] 出願Dとの関係で出願Eにより発明イについて特許を取得できない	8	3	6	4	
問題II	(1)	1. 特許法101条1号				
		・[規範] 特許法101条1号	5	2	4	0
		・[あてはめ] 発明イのみ品	8	4	6	0
		・[結論] のみ品	5	4	4	0
		2. 特許法101条2号				
	・[規範] 特許法101条2号の要件	5	2	4	0	
	・[あてはめ] 物の発明であり、生産、譲渡している	10	7	8	0	
	・[結論] 一般に流通しておらず、不可欠品であり、悪意であれば侵害	7	4	6	0	
	(2)	・[問題提起] 専用実施権を設定した場合に特許権者が差止請求権を失うか	5	2	4	0
		・[理由付け] 文言、実施料収入の確保、専用実施権の消滅	10	8	8	4
		・[規範] 差止請求権を失わない	5	2	4	2
		・[あてはめ] 差止請求権を失わない	5	3	4	2
		・[結論] 差止請求権を失わない	5	4	4	2
・[問題提起] 専用実施権を設定した場合に特許権者が差止請求権を失うか		5	2	4	0	
・[理由付け] 文言、実施料収入の確保、専用実施権の消滅		10	3	8	0	
(3)	・[規範] 差止請求権を失わない	5	2	4	0	
	・[あてはめ] 差止請求権を失わない	5	2	4	0	
	・[結論] 差止請求権を失わない	5	3	4	0	
	合計		200	99	160	46

採点基準の観点1つ1つについての得点がわかるので、あなたの答案がどのくらい基準を達成できているか、詳細に確認できます！

よりよい答案にするためのポイントを講師からコメントします。個別指導での講師からアドバイスの要点を、改めて確認して答案の修正に活かすことができます！

◆個別アドバイス◆

- ・国際出願と優先権に関する問題では、優先権の種類(国内優先、パリ優先)を必ず検討するようにしましょう。
- ・29条の2が適用される問題では39条よりも29条の2を優先して記述すべきです。
- ・判例問題の理由付けには事例の事実を含めず、広く一般に適用される規範の理由付けとして記述しましょう。